

令和6年度 清瀬市学童クラブ 入会申込みのご案内

学童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を、保護者に代わって生活の場を確保し適切な遊びや集団行動を通して、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

令和6年4月入会 受付時期		
	1次申込み	2次申込み
対象児童	新1年生から新3年生まで	新1年生から新6年生まで
受付日時	令和5年11月 2日(木) 8:30 から 令和5年11月22日(水)17:00まで ※土日祝除く	令和5年12月11日(月) 8:30から 令和6年 1月12日(金)17:00まで ※土日祝除く
受付方法	① 持参【清瀬市役所又は学童クラブ(令和5年度学童クラブ在園児のみ)】 ② 郵送【必着】	

清瀬市学童クラブ一覧				
学童クラブ名	定員	住所	電話番号	小学校区域
梅園第1学童クラブ	35	梅園 2-9-38	492-5606	第六小学校
梅園第2学童クラブ	35			
梅園第3学童クラブ	30			
清明小第1学童クラブ	35	旭が丘 2-8-1 清明小学校内	492-5602	清明小学校
清明小第2学童クラブ	35			
四小第1学童クラブ	30	中里 2-1471 第四小学校内	492-3955	第四小学校
四小第2学童クラブ	30			
八小第1学童クラブ	35	中清戸 4-1070 第八小学校内	492-5535	第八小学校
八小第2学童クラブ	35			
八小第3学童クラブ	30			
清瀬小第1学童クラブ	50	中里 5-741 清瀬小学校内	493-5408	清瀬小学校
清瀬小第2学童クラブ	60	中里 5-624 (2階)	493-5585	
清瀬小第3学童クラブ	50	中里 5-624 (1階)	493-2555	
中清戸第1学童クラブ	35	中清戸 1-556-1	493-3940	第十小学校
中清戸第2学童クラブ	35			
十小学童クラブ	40	中清戸 1-454-14 第十小学校内	493-4350	
七小第1学童クラブ	30	松山 3-1-92 第七小学校内	492-6767	第七小学校
七小第2学童クラブ	30			
芝山小第1学童クラブ	40	元町 2-16-8 芝山小学校内	494-0878	芝山小学校
芝山小第2学童クラブ	35			
三小第1学童クラブ	35	竹丘 1-15-4 第三小学校内	492-5622	第三小学校
三小第2学童クラブ	35			

1 入会申込みの時期・受付場所

- 学童クラブの入会承認は1年間です。毎年入会申込みが必要です。
- 入会は1次申込み期間中に申込みされた方が優先されます。
2次申込み期間以降にお申込みの方は、ご希望の学童クラブの申請状況によっては、入会可能となるまで待機となります。

◎ 受付期間

《1次申込み》令和6年4月入会申込期間	
対象児童	新1年生から新3年生まで
受付日時	令和5年11月 2日(木) 8時30分から 令和5年11月22日(水)17時00分まで ※土日祝除く ◎郵送・窓口受付ともに期限を過ぎたものは受付できません。(郵送必着)

《2次申込み》令和6年4月入会申込期間	
対象児童	新1年生から新6年生まで
受付日時	令和5年12月11日(月) 8時30分から 令和6年 1月12日(金)17時00分まで ※土日祝除く ◎郵送・窓口受付ともに期限を過ぎたものは受付できません。(郵送必着)

令和6年5月から令和7年3月までの入会申込	
対象児童	全児童
受付日時	入会を希望する月の前月の10日まで ※土日祝除く ※10日が土・日・祝日の時は直前の開庁日 (例1)令和6年6月の入会申込み → 令和6年5月10日(金)まで (例2)令和6年9月の入会申込み → 令和6年8月9日(金)まで ◎郵送・窓口受付ともに期限を過ぎたものは受付できません。(郵送必着)

◎ 受付場所

① 清瀬市役所	清瀬市役所2階 生涯学習スポーツ課 児童青少年係(14番窓口) TEL:042-497-2089
② 学童クラブ	令和6年度4月入会申込みについて、令和5年度学童クラブ在園児につきましては、在園している学童クラブで受け付けいたします。
③ 郵送	〒204-8511 清瀬市中里五丁目842番地 清瀬市教育部生涯学習スポーツ課児童青少年係 宛 ※別紙1「●郵送で申込みをする場合」をご参照ください。

2 問い合わせ先

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市教育部生涯学習スポーツ課児童青少年係
TEL : 042-497-2089(直通) FAX : 042-495-3940

3 申請後の流れ

◎選考会議

- 別紙2「清瀬市学童クラブ入会選考基準」をもとに、厳正な審査のうえ、選考を行います。
- 4月入会選考会について、入会を希望する全員の方を対象に選考会議を行います。
従いまして、前年度学童クラブに入会されていても、申請状況によっては、保留(待機)となる場合があります。
- 毎月中旬に翌月の入会選考会議を行います。(4月入会を除く)
- 提出書類に不明点がある場合は、必要に応じて調査を行いますのでご協力をお願いいたします。
- 申込み順や保留期間は考慮しません。

◎入会内定

- 入会の内定した方には、「学童クラブ入会に伴う面接について」を送付いたします。
- 内定後に、学童クラブで親子面接を行います。

◎入会保留

- 申請された学童クラブでの入会定員数を超えた場合は、入会保留(待機)の扱いとなります。この場合、欠員が生じるまでお待ちいただきます。
- 入会保留(待機)になった場合は、初回の審査月のみ「清瀬市立学童クラブ保留通知書」を送付いたします。翌月以降は送付しませんのでご了承ください。
- その後、保留児童として登録され、入会希望月から6か月間(ただし、入会希望月が、10月以降の場合は翌年の3月まで)は毎月選考会議での入会選考の対象となります。
- 入会希望の6か月間の有効期間が経過した場合は、再申請が必要となります。再申請のご案内を市より連絡することはありませんのでご了承ください。
- 保留中に、申込内容に変更が生じた場合や、学童クラブでの育成の必要がなくなった時は、必ず生涯学習スポーツ課に届出てください。

◎入会承認

- 学童クラブでの面接終了後、入会が決まりましたら、「清瀬市立学童クラブ入会承認通知書」を送付いたします。

4 学童クラブ入会申込対象者について（以下の要件を満たす必要があります）

◎要件1 清瀬市内に居住する小学校1～6年生の児童

※転入予定の方の申込も受け付けます。その場合は、入会希望月内に転入することが分かる書類(土地・家屋の売買契約書、賃貸契約書等)を添付してください。後日、転入手続きが完了されましたら、必ず児童青少年係までご連絡ください。

◎要件2 育成中に医療行為を必要とせず、集団生活できる児童。

◎要件3 保護者が次の要件のいずれかに該当し、放課後、家庭での育成が受けられないと認められる児童。

要件	詳細条件及び入会期間
① 就 労	日曜日を除く週3日以上かつ15時から17時までの時間を含む日中4時間以上就労している場合。就労期間中の入会承認となります。 【時間例】× 10時00分～15時00分 ○ 10時15分～15時15分 ※ただし、新1年生の場合は、下記の要件で4月～6月まで入会可能。 保護者が日曜日を除く週3日以上かつ13時から17時までの時間を含む日中4時間以上就労している場合。 ※夜勤の場合は、保護者が日曜日を除く週3日以上かつ午前0時から午前5時にかかる時間に、実働7時間以上就労している場合。
② 内 定	入会申請時に、上記就労要件を満たしている勤務先が内定している場合。※ただし、勤務実績が確認できないため、入会期間は2ヶ月間となります。
③ 求 職	就労に向けて、求職活動のため日中午後の外出を常態としている場合。 ※この要件の適用は、4月入会または入会期間中に長期就労者が一時的に失職した場合のみとし、年度内1回を限度とし、入会期間は2か月間となります。
④ 出 産	出産する場合。 ※入会承認期間は出産月の前後2ヶ月、最長5ヶ月間となります。育児休業中の入会はできません。引き続き入会を希望する場合は、再度申請が必要です。
⑤ 復 職	産休・育休から復職予定である場合。 ※入会月の月末までに復職する必要があります(4月入会なら4月30日まで)。 ※復職後、復職したことを証明する書類(市指定の復職証明書)を入会月の翌月10日(4月入会なら5月10日)までに提出してください。期限までに復職の確認ができない場合、当月で退会となります。
⑥ 疾病・障害	疾病・負傷・心身の障害等により児童の育成が困難であると医療機関が認める場合。入会期間は入院、通院、療養期間となります。
⑦ 介護・看護	保護者の家族が身体障害者手帳 1・2 級、障害者保健福祉手帳 1・2 級、愛の手帳1・2度又は要介護4・5である者等、常時観察または付き添い介護・看護が必要と認められる場合。入会期間は、介護・看護期間となります。
⑧ 就 学	就労に必要な技術等の習得のため、日曜日を除き週3日以上かつ15時から17時までの時間を含む日中4時間以上、学校等に通学し、外出を常態としている場合。(通信教育等は対象となりません。)入会期間は就学期間となります。
⑨ その他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合。

5 入会申込みに必要な書類

◎必要書類1(必須) 学童クラブ入会申込書(兼育成料減額・減免申請書)

- 2名以上の児童を同時申請する場合、申込書は各1名ずつご用意ください。

◎必要書類2(必須) 「児童が放課後に家庭で育成を受けられない事由」を証明する書類

- 全ての保護者および18歳以上70歳未満の同居者それぞれの書類が必要となります。
- 2名以上の児童を同時申請する場合、2人以降はコピー可とします。ご自身でコピーしてお持ちください。
- 提出された書類は返却できませんので、必要な場合は事前にご自身で写しをお取りください。

※ 詳しくは次ページ「学童クラブ入会申込に必要な書類一覧表」を参照ください。

	要件	必須書類	加えて必要な書類
1	常勤・パート	就労証明書	不規則勤務の場合はシフト表
2	就労内定状態の場合	就労証明書	なし
3	復職予定	就労証明書	なし
4	自営業・個人事業主・フリーランス	就労証明書	確定申告書又は開業届等
5	法人経営者	就労証明書	登記簿謄本又は源泉徴収票
6	自営業の協力者	就労証明書	源泉徴収票又は確定申告書又は青色事業専従者給与に関する届出書
7	親族経営会社への従事者・内職	就労証明書	源泉徴収票又は雇用契約書
8	求職活動中	※提出書類は不要ですが、入会2か月以内に就労を開始する必要があります。	
9	病気または心身に障害がある場合	医師の診断書又は障害者手帳の写し	なし
10	親族の看護または介護をしている場合	介(看)護状況届出書	医師の診断書またはケアプランの写し
11	大学・職業訓練学校に通学している場合	時間割	在学証明書又は学生証の写し
12	出産する場合	母子手帳の写し	なし

◎必要書類3(該当の方のみ) 「育成料の免除を希望する事由」を証明する書類

- 下記のいずれかに該当する世帯は育成料が免除となります。
- 前年度に適用となった場合も申請は毎年必要となります。

	対象世帯	必要書類
1	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
2	中国残留邦人等	支援費受給証明書
3	市民税非課税世帯	令和5年度市民税非課税証明書

◎必要書類4(該当の方のみ) 身体障害者手帳の写し、愛の手帳の写しなど

- お子様の状況により、身体障害者手帳の写し、愛の手帳など提出を求める場合があります。

(参考)「学童クラブ入会申込に必要な書類一覧表」

	要件	提出が必要な書類 ●は必須、数字はいずれかの提出が必要	備考
1	・常勤 ・パート	●就労証明書※1（事業者が証明） 《不規則勤務の場合》 ●シフト表	就労先が2か所以上の方は、それぞれの就労証明書をご提出ください。
2	・就労内定先がある 場合	●就労証明書※1（事業者が証明）	「11就労実績」には、就労を開始予定月から3ヶ月の見込みで日数・時間とも記入を依頼してください。
3	・復職予定	●就労証明書※1（事業者が証明）	「11就労実績」には、退職(産休)前の最終勤務3ヶ月の実績日数・時間および「12産前産後休業の取得」「13育児休業の取得」「14 復職(予定)年月日」欄の記入を依頼してください。
4	・自営業 ・個人事業主 ・フリーランス	●就労証明書※1 ① 確定申告書の写し (令和4年までに就労を開始された方) ② 開業届写し (令和5年以降に就労を開始された方)	就労証明書と合せて、左記のとおり、自営業を行っていることが確認できる書類の提出が必要です。 ※先の書類が提出できない場合 ・報酬のわかるもの ・請負契約書 ・営業上必要な材料の仕入れ伝票などで確認させていただきます。
5	・法人経営者	●就労証明書※1 ① 源泉徴収票の写し (令和4年までに設立された方) ② 登記簿謄本の写し (令和5年以降に設立された方)	就労証明書と合せて、左記のとおり、法人の経営者であることが確認できる書類の提出が必要です。
6	・自営業の協力者	●就労証明書※1 ① 源泉徴収票または確定申告書の写し (令和4年までに就労を開始された方) ② 青色事業専従者給与に関する届出書の写し(令和5年以降に就労を開始された方)	就労証明書と合せて、左記のとおり、事業主より給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。
7	・親族経営者への従事者 ・内職者	●就労証明書※1 ① 源泉徴収票の写し (令和4年までに就労を開始された方) ② 雇用契約書の写し (令和5年以降に就労を開始された方)	就労証明書と合せて、左記のとおり、雇用契約または給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。

	要件	提出が必要な書類 ●は必須、数字はいずれかの提出が必要	備考
8	求職活動中		申込時書類の提出は必要ございません。
9	病気または心身に障害がある場合	① 医師の診断書 ※2 ② 障害者手帳の写し	
10	親族の看護または介護をしている場合	● 介(看)護状況届出書 ① 介護認定書の宇土 ② ケアプランの写し ③ 医師の診断書 ④ 障害者手帳等の写し	具体的な状況を「介(看)護状況届」にご記入ください。「介(看)護状況届」については、清瀬市ホームページまたは窓口で入手してください。
11	大学や職業訓練学校に通学している場合	●時間割 ① 在学証明書写し ② 学生証の写し	
12	出産する場合	●母子健康手帳の写し	表紙および分娩予定日のわかるページの写しを提出してください。

※1 各種証明書の有効期限は申込時点で証明日から3か月以内です。

※2 診断書を提出された場合はその内容で育成の必要性を確認しますので、学童クラブでの育成の必要性が認められない場合もあります。

6 入会後のお手続きについて（下記の要件の方は、入会后、書類の提出が必要です。）

◎ 入会要件1： 就労内定・予定で入会された方

●入会月の翌月10日までに「就労証明書」(事業者が証明)を提出してください。提出がない場合当該月をもって退会となります。

※「11就労実績」には、直近3ヶ月の日数・時間(実績)の記入を依頼してください。

ただし、就労したばかりで実績が記入できない場合は、直近3ヶ月の日数・時間(見込み)の記入を依頼してください。

◎ 入会要件2： 求職活動を理由に入会された方

●入会月の翌月10日までに「就労証明書」(事業者が証明)を提出してください。提出がない場合当該月をもって退会となります。

※「11就労実績」には直近3ヶ月の日数・時間(見込み)の記入を依頼してください。

◎ 入会要件3： 復職を理由に入会された方

●入会月の翌月10日までに清瀬市指定「復職証明書」(事業者が証明)を提出してください。提出がない場合、当該月をもって退会となります。

◎ 入会要件4： 出産を理由に入会された方

●入会期間は出産予定月及びその前後2か月の最長5ヶ月です。

出産後に、引き続き入会を希望される場合でも、当該をもって退会となります。

引き続き入会を希望される場合は、退会月の前月10日までに、改めてお申込みください。

7 学童クラブの育成時間について

学童クラブの休日
①日曜日および国民の祝日に関する法律に規定される国民の休日
②12月29日から翌年の1月3日まで
③その他市長が特に必要と認めた日

学童クラブの育成時間		
	育成時間	延長育成時間
学校がある日の育成時間	下校時～18時15分	18時15分～19時00分
学校がない日の育成時間	8時～18時15分	18時15分～19時00分

※延長育成時間(18時15分～19時00分)の利用を希望の場合は延長育成利用料(下記「8 学童クラブ育成料について」参照)が必要です。

8 学童クラブ育成料について

- ◎ 学童クラブの育成料は、利用日数に係わらず、原則月額 5,000 円です。
- ◎ ただし、延長育成料(18時15分～19時)の使用をされる場合、別途延長育成利用料金が必要となります。直接、指定管理にお支払いください。(支払い方法につきましても、指定管理にお問い合わせください。)

延長育成料金	日単位の利用料金	350 円 / 日
	月単位の利用料金	1,800円 / 月

◎ 減免について

下記のいずれかに該当する世帯は、学童クラブ育成料が減免になります。

免除・減免の適用を希望される場合は、毎年度申請が必要となります。前年度に適用となった場合も申請が必要となります。

また、年度途中で育成料の減免を受ける場合は、「育成料減免申請書」を提出してください。申請月の翌月からの適用となります。過去にさかのぼっての適用はできませんのでご注意ください。

● 減額・免除対象世帯一覧 ●

対象世帯	育成料金減額・免除	必要証明書類
同一世帯において児童が2人以上入会している場合、2人以降	3,000円に減額	
母子・父子世帯	3,000円に減額	
生活保護受給世帯	免除	生活保護受給証明書
中国残留邦人等	免除	支援費受給証明書
市民税非課税世帯(令和5年度)	免除	令和5年度非課税証明書

9 育成料の支払い方法について

◎原則、口座振替による納入をお願いいたします。

	育成料	延長育成料
納入期限	原則、当月の末日(12月は25日) (土日祝日の場合は金融機関の翌営業日)	
納入方法	①口座振替 最初に登録手続きが必要となります(下記参照)。 なお残高不足により振替日に振替できなかった場合、納付書を送付いたします。	直接、学童クラブにお支払いとなります。 (お支払い方法については、各施設にお問い合わせください。)
	②納付書 以下の場合に学童クラブを通じて送付します。 ・口座振替の登録が済んでいない方 ・残金不足等により引き落としができなかった方	

◎口座振替登録手続きについて

※下記のとおり、取扱金融機関によって申請用紙がことなりますのでご注意ください。

取扱金融機関	申請用紙	申請用紙提出先
みずほ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 埼玉りそな銀行 きらぼし銀行 飯能信用金庫 青梅信用金庫 西京信用金庫 東京みらい農業協同組合	『 <u>育成料口座振替依頼書</u> 』 ・清瀬市指定の用紙です。 ・申請用紙は、入会決定後、入会承認通知書に同封いたします。 ・清瀬市生涯学習スポーツ課窓口にも申請用紙があります。	各金融機関 ※清瀬市ではありません
ゆうちょ銀行	『 <u>自動払込利用申請書</u> 』 ・ゆうちょ銀行指定の用紙です。 ・ゆうちょ銀行に申請用紙があります。 ・記入例を、入会決定後、入会承認通知に同封いたします。	

◎注意事項

- ・育成料は1か月単位ですので、月の初日に学童クラブに在籍している場合は、1か月の育成料がかかるため、月の途中で退会しても日割り計算にはなりません。
- ・育成料の滞納のある世帯について、次年度又は兄弟姉妹の学童クラブ入会申請時、選考指数から減点を行います。

10 入会中のお手続きについて

◎ 家庭状況の変更に関する手続き

・入会中に家族の状況等に変更があった場合、その内容に応じて申請する必要があります。

事由		必要な書類	提出期限	備考
①	住所 氏名 電話番号 世帯員の変更	家庭状況変更届 ※1退会届 ※2就労証明書	変更後すぐに	※1 市外に転居する場合は、提出してください。 ※2 18歳以上の世帯員が増えた場合、その世帯員の就労証明書を提出してください。
②	退職	家庭状況変更届	退職日が決定 次第すぐに	・退職後、求職活動を行う場合は退職した日の属する月の翌月から2か月の入会が認められています。 ・2か月以内に新しく就労を開始できない場合や、就労証明書の提出がない場合は退会となります。(「事由③就職」参考) ・なお、退職したことについて申請がなければ、判明した時点で退会となる場合があります。
③	就職	家庭状況変更届 就労証明書	求職活動での入会期間の最終月の10日までに	・求職活動での入会期間の最終月(退職した日の属する月の翌月から2か月目)については、10日までに必要書類が確認できない場合、その月末をもって退会となります。
④	転職	家庭状況変更届 就労証明書	転職先が決定 次第すぐに	・勤務先や就労の状況によって、別途追加で書類の提出を依頼する場合があります。
⑤	就労状況の変更、異動、移転など	家庭状況変更届 就労証明書※3	変更先が決定 次第すぐに	※3 勤務時間や日数が変更になった場合、提出してください。
⑥	休職	家庭状況変更届 就労証明書 診断書	休職が決定 次第すぐに	・就労証明書の備考欄に業者の認める休業期間の記入を依頼してください。
⑦	出産	家庭状況変更届 就労証明書 母子手帳の写し	出産・育休予定日が決定 次第すぐに	・入会事由が「出産」となり、入会期間が出産月とその前後2か月(5か月間)に変更となります。育児休業での入会はできませんので、ご注意ください。

◎ 退会する場合の手続き

・原則、学童クラブの退会は月末となります。

・退会を希望される場合は、退会する月の20日までに、「退会届」を在籍する学童クラブまたは児童青少年係にご提出をお願いいたします。

・次の場合は退会していただくことがあります。

- ・入会の資格がなくなった時
- ・月の半数以上出席できない時
- ・塾、習い事等へ大半通う等、学童クラブの必要性がないと市長が認めた時
- ・疾病やその他の事由により集団生活に適さないと市長が認めた時

11 こんな時は？

1 欠席する時は？

- 必ず保護者の方から、事前に学童クラブへ連絡帳または電話、FAX で連絡をお願いいたします。特に、学校休業日の出欠は忘れずをお願いいたします。

2 学童クラブの行き帰りは？

- 学童クラブは児童のみで通うことを基本としています。通学路を基準に、ご家庭で一定の道を一本決めてください。(複数の道順は防犯上危険です。万が一、一定の道以外で怪我・事故にあった場合には保険の対象外となります。)
- お迎えにくる場合は、連絡をお願いいたします。特に、保護者以外の方のお迎えは、必ず連絡してください。(保護者以外の場合は、その方の身分を確認させていただきます。)

3 具合が悪くなったら？

- 安静にさせ、様子を見て保護者に連絡をとり対応していきます。そのため、速やかに連絡が取れるように勤務先の変更は必ず「家庭状況変更届」等を提出してください。

4 怪我をしたら？

- 子どもが安心して遊べるように気を配っておりますが、不慮の事故はいつ起きるかわかりません。もし、怪我をした時は、程度によって保護者に連絡後、学童クラブから直接病院に運び処置することがあります。(万が一の事故に備えて傷害保険に加入しています。)

5 給食のない時は？

- 学童クラブでは食事の準備はできません。お弁当が必要です。
- 食事やおやつの時間は麦茶を用意しています。

6 習い事をする場合は？

- 習い事による定期的な早帰り、休みについては、事前に学童クラブ指導員に相談してください。学童クラブから習い事にいくことはできますが、途中の事故や怪我は保険対象外となります。また、習い事後に学童クラブに戻ることはできません

7 伝染病になったら？

- 学校伝染病にかかった場合は、病気が治るまでの間、学校に準じて学童クラブも休ませてください。

学校伝染病 の 主な例	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、百日咳、麻疹(はしか)、 風疹(三日はしか)、りんご病、水ぼうそう、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、 伝染病喉頭結膜炎(プール熱)、結核、手足口病、マイコプラズマ、その他伝染病
-------------------	---

8 アレルギー、病気の既往症について？

- 育成中におやつを提供します。全員に同じおやつを提供するため、アレルギー等がある場合は必ず詳しくお知らせください。状況によっては提供できないことがあります。その際の育成の減額はありません。
- 慢性疾患や既往症がある場合は、入会時に提出していただく児童台帳等に詳しく記入してください。

清瀬市立学童クラブ案内図



番号	施設名称	所在地	電話
①	梅園第1学童クラブ	梅園2-9-38	492-5606
	梅園第2学童クラブ	梅園2-9-38	492-5606
	梅園第3学童クラブ	梅園2-9-38	492-5606
②	清明小第1学童クラブ	旭が丘2-8-1 小学校校舎内	492-5602
	清明小第2学童クラブ	旭が丘2-8-1 小学校校舎内	492-5602
③	四小第1学童クラブ	中里2-1471 小学校校舎内	492-3955
	四小第2学童クラブ	中里2-1471 小学校校舎内	492-3955
④	八小第1学童クラブ	中瀬戸4-1070 小学校校舎内	492-5535
	八小第2学童クラブ	中瀬戸4-1070 小学校校舎内	492-5535
	八小第3学童クラブ	中瀬戸4-1070 小学校校舎内	492-5535
⑤	七小第1学童クラブ	松山3-1-92 小学校校舎内	492-6767
	七小第2学童クラブ	松山3-1-92 小学校校舎内	492-6767
⑥	芝山小第1学童クラブ	元町2-16-8 小学校校舎内	494-0878
	芝山小第2学童クラブ	元町2-16-8 小学校校舎内	494-0878
⑦	清瀬小第1学童クラブ	中里5-741 小学校校舎内	493-5408
	清瀬小第2学童クラブ	中里5-624 (2階)	493-5585
	清瀬小第3学童クラブ	中里5-624 (1階)	493-2555
⑧	三小第1学童クラブ	竹丘1-15-4 小学校校舎内	492-5622
	三小第2学童クラブ	竹丘1-15-4 小学校校舎内	492-5622
⑨	中瀬戸第1学童クラブ	中瀬戸1-556-1	493-3940
	中瀬戸第2学童クラブ	中瀬戸1-556-1	493-3940
⑩	十小学童クラブ	中瀬戸1-454-14 小学校校舎内	493-4350

郵送で申し込みをされる場合は、「入会申請に必要な書類」の提出書類とは別に、さらに以下2つが必要となります。

- ① 郵送用必要書類確認票 兼 郵送同意書
 - ・この「令和6年度 清瀬市学童クラブ 入会申込のご案内」に添付されているものです。
 - ・ホームページからダウンロードも可能です。
- ② 84円切手と返信先(申請者住所)の記入されている返信用封筒
 - ・受付完了の通知として、受付確認票をお送りする際に使用します。
 - ・不足書類があった場合にも、こちらを使用して通知します。
 - ・返信用封筒が入っていない、または同封されていても切手がない、返信先の記載がない等の不備がある場合、受付確認票をお送りできないため選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

《注意事項》

- ・郵送の場合は、申請受付期間必着でお願いいたします。申請受付期間後に到着した場合は、2次選考または翌月からの選考対象となります。
- ・郵便事故について、清瀬市は責任を負いかねます。
レターパックや特定記録郵便等、送達確認できる方法を推奨いたします。
- ・到着後、内容の確認が終わり次第受付確認票をお送りするため、1～2週間程度お時間を頂く場合があります。また、お電話や窓口で到着の確認をされた場合はお答えできませんのでご了承ください。
- ・提出された書類を確認したうえで、別途書類の提出やお電話で状況の確認をさせていただく場合があります。
- ・以下は郵送する際に封筒に貼ってお使いください。

(郵送申込用)

〒204-8511
清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市 教育部 生涯学習スポーツ課 児童青少年係 宛
清瀬市学童クラブ入会申込(月入会分)

(返信用封筒用)

※ 必ず切手を貼って送ってください。

郵便番号	〒 —
住 所	
お 名 前	